

ドイツ法治国家刑法の状況に関する文献紹介(三)

ヴォルフガング・ナウケ 合法性原理の状況

本田 稔

一 問題の提起

刑法における合法性原理は、刑法において支配するのは法律であって、人ではないことを要求する。この原理の承認は、法的に見て自明のことではない。政策的に振る舞う者が刑事手続では支配していることの方が、より明らかであると思われる。刑法における合法性原理の定式化と組織化は、偉大で非常に精密な法学教育においてしか成功しないのである。

刑罰に関する合法性原理は、フランス革命以来の近代刑法史において、全く拒絶されているわけではないが、理論的な根拠づけと実務上の形態化には、明らかに異なった等級がある。合法性原理の非常に多種多様な状態が存在するのである。

ヴォルフガング・ナウケ 合法性原理の状況

Wolfgang Naucke, Der Zustand des Legalitätsprinzips, in:
Klaus Lüderssen/Cornelius Nestler-Tremel/Ewa
Weigend(Hrsg.), Modernes Strafrecht und ultima-ratio-
Prinzip, 1990, S.149ff.

目次

- 一 問題の提起
- 二 原点における合法性原理の状況
- 三 原点における合法性原理の状況
- 四 批判的検討

以下では、この状態の二つが叙述される。ドイツ刑法およびドイツ刑事訴訟法が施行された時期（一八七一年／一八七七年）における合法性原理の状態と現代の連邦共和国の刑法および刑事手続法における合法性原理の状態がそれである。

二一 原点における合法性原理の状態

合法性原理は、一八七一年刑法と一八七七年刑事訴訟法にとつても、またそれが施行される以前の、あるいはそれ以後の時代にとつても自明のものではない。刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法とその都度それらに付属する付加規定と特別規定が最終的に合法性原理に整序されるまでには、長く骨の折れる論議が必要であつた。⁽¹⁾ それは、刑事手続が開始されるか否かの判断に関して法律が支配するのか、それとも官吏が支配するのかについての決定的な立場に見ることが出来る。今日の刑事訴訟法一五二条二項の規定をめぐつては、長いあいだ議論の余地があつた。⁽²⁾ 合法性原理を支持することは、ここにおいても一八七七年刑事訴訟法にとつてとにかく首尾一貫していた。刑罰の合法性原理が大きな法的効力によって貫徹され、合法性原理の非

常に純粹な状態が生み出された。このことは、とにかく刑法、刑事訴訟法および裁判所構成法の領域にしか妥当せず、特別刑法、特別刑事訴訟法および特別裁判所構成法、例えば軍刑法および一九世紀来の植民地刑法においては、合法性原理の効力は明らかに弱い。合法性原理の純粹な状態についての以下の叙述は、刑法、刑事訴訟法および裁判所構成法の条文しか拠り所を見出せないのである。

合法性原理の純粹な状態は、「法律がなければ犯罪はなく、刑罰もない」の原則によつて一般に存在し、個別的に規定される。犯罪行為の可罰的要件と法律効果は、法律によつて確定される（刑法旧二条）。この支配は、非常に広範囲におよぶ。国家の処罰的制裁に結び付けられた社会的逸脱行為で、主刑法において法定化を免れるものなどない。軽微な犯罪行為であつても同じで、それらは、刑法典において可罰的な違警罪として存在している（刑法旧三六〇条以下）。便宜主義に基づいて行動する刑法、裁判の審理対象にはなりえない刑法など、刑法典にはありえない。法律のこのような支配は、刑罰法規が厳格であり究極的に規律するという確信から出発する上で、どんな法理論の見解よりも効果的なのである。刑法学者たらんとするなら、法定主義原理との関わりにおいて用意周到な学習が必要な

だけである。主観的解釈論は、そのような法定主義原理に対応する唯一の学説であり⁽³⁾、この法定主義原理に依拠しているのが、ヒンディングの規範理論と「刑罰法規は刑事政策の限界である」というフォン・リストの命題なのである。かかる合法性原理は、当時の非常に鮮明に響いた次の定式を提示することができる。「裁判権は、∴法律に従う裁判所によってだけ行使される」(裁判所構成法一条)。この命題は、一定の法曹の職業的地位に対する「犯罪なし」の信仰告白の繰り返しに他ならない。ここでは、非常に高められた法律概念が協働する。法律は、理性的な一般意思を内在したものであり、それゆえに法律は、「服従」されうるのである。生成するのは、勢力を拡大し、形式を重んじた実体法であり、それは刑法において、可能な可罰性要件と可能な法律効果の隅々にまで達する。

刑事訴訟法においては、それはより認識できる。一八七七年刑事訴訟法一五二条二項は、正義を主張する法律の中で孤立している。便宜主義の考慮を許可する規定で、刑事訴訟法一五二条に親近感を覚えるようなものはない。合法性原理は、その侮辱と濫用から刑罰威嚇の充実さを保障する(刑法旧三三四条以下、特に三四〇条から三四七条まで)。

訴訟の全体経過は、超然とした法定主義的な規定によって規

制される。よくいうと、形成される。管轄権——法定主義的な裁判官——は、確固としている。例外裁判所は、平時刑法の領域には存在せず、特別の裁判所は、愚かて取るに足らない役割しか果たさない(裁判所構成法旧一四一条、一六条)。合法性原理に担われた裁判官、検察官および弁護人の姿は、訴訟において各人の活動をおよぼす。起訴強制手続は、厳格な法定主義を志向する政治的意思を偉大な法学的技術によって表現している(刑事訴訟法旧一七二条)。判決の理由づけは、法律を確認することではなく(刑事訴訟法旧二六七条)、取引可能なものなどない。刑事訴訟における警察は、刑罰法規を執行する些細な部分としてしか存在しない。第一審の公判手続が、——法規を可視化するものとしての——刑事法学的に振る舞う基準なのである。確かに一八七七年刑事訴訟法は、処罰命令手続と処罰指令手続を定めているが(刑事訴訟法旧四〇七条以下、四〇三条)、それは独立した重要な手続としてではなく、合法性原理を実行する価値の少ない段階として定められているのである。親告罪は、合法性の純粹体系においては、迷惑な便宜主義的要素である⁽⁴⁾。

(1) 重要な段階は、Schreiber, Gesetz und Richter, 1976 および Krey,

Keine Strafe ohne Gesetz, 1983 に掲載されている。

- (2) 実証的の翻譯を参考として v. Hippel, Der Deutsche Strafprozess, 1941, S.339; Küper, Art. Legalitätsprinzip, in: Erler und Kaufmann(Herausgeber), HRG II, Sp.1666ff.; Margardt, Die Entwicklung des Legalitätsprinzip, Diss. Mannheim 1982, bes.S.37ff.
- (3) 同時代の文献による論証については Küper, Die Richtende der Strafprozessordnung und ihre geschichtlichen Grundlagen, 1967, S.251ff.; Michalke-Detmmering, Die Mindestanforderungen an die rechtliche Begründung des erstinstanzlichen Strafurteils, 1987, S.65ff. を参照された。
- (4) 最も辛辣だったのは一九世紀末頃である。Binding, Handbuch des Strafrechts, I, Band 1885, S.602ff.

三 現点における合法性原理の状態

連邦共和国の刑法、刑事訴訟法および裁判所構成法における合法性原理の状態は、現在では明白に異なる。

刑法と刑事手続法において支配するのは法律であるという命題は、現代の法学家の耳には時代遅れに響き、とにかく全く今日的でなく、廃止されるべきものとして差し迫る。刑法において振る舞うのは政治的な人間であり、特別の効力を持たない法律が彼等に一定の態度様式を事前に与えるというのが通説であ

る。逸脱的態度に対する反作用の全領域にはびこるあの奇妙な制度は、そのような学説の下でのみ理解できる。ティヴァージョンがそれである⁽²⁾。それは、法規に拘束された刑法および刑事訴訟法に関わる制裁事象を十分に規律しない包括的指導であり、国家に従属した人によって制御された包括的指導である。「法律なければ犯罪なし」の原則は、理論的威信を受けているが、現実には法規に拘束された刑法は技術的に貫徹しえず、それは望まれるべきではないという懐疑があるために、その原則が行使する強制力から法律家は解放されているのである。刑法の法化——主として、法定化や命令と布告の群の増大でしかない——ははかどっているが、現に生じているのは、正しいという確信がなく、貫徹される決意のない単なる法の団塊でしかない。それは全ての規則に例外を装備することに常に気を配っている。法律が主要に扱っているのは、それがどの程度あてはまることを希望しているのかという問題である。軽微犯罪の規制の主たる内容は、標準的な規則を妥当と非妥当に基づいて区分することである(刑法二四八 a 条以下、刑事訴訟法一五三条、一五三 a 条)。裁判ではほとんど審理されない重要な行政刑法が、「秩序違反法」という決まりの悪い名称の下で生成している。その刑法は、輪郭のない便宜主義原理の管轄下に完全

に置かれている（秩序違反法四七条）。重罪の限界づけは、不可罰性を常に同時に伴う（刑法八四条四項、五項、八六条四項、八七条三項、八九条三項、三二六条五項、三三〇b条）。法定主義的で実法的な整序を変化させる法律効果法におけるメカニズムは、刑罰の執行猶予から、刑罰の残り（決して残りなどではないが）の延期を経て判決を変更する執行決定に至るまで、ほとんど研究されていない。これら全ての現象は、刑法が必要としている可変性を示すことによって曖昧な法律を許容する法理論によつて推奨され、激励されている^①。かかる立場の徴表は、刑法においては、客観的・目的論的解釈論をがその時々^②の刑事政策的状況に法律を適合させる手段として崇拜を受けていることである。法律に「服従」しようとする刑事法律家の職業的身分などなく、法律によつて刑事政策的な作用が発揮されるのである。そこでは、司法はそれが正義を時代適合的に理解している通りに正義に奉仕し、検察官は現在の国内政治に奉仕し、弁護人は被疑者・被告人のその都度の利益に奉仕するのである。

この新しい合法性原理は、刑事訴訟に深い轍を残している。狭義の合法性原理（刑事訴訟法一五二条二項）は、公然かつ自覚的に便宜主義原理に根拠づけられている多様な規定によつて

包囲されている。刑事訴訟法一五二a条から一五四e条までの、合法性原理の体制から刑法の相当部分を奪い取る補充規定を伴う一三の規定を無視することはできない。刑罰威嚇によつて合法性原理を安定化させる個別規定は、広範囲に渡つて削除されている。「職務において刑を無効にする罪」（刑法二五八a条）という犯罪行為が残されてはいるが、しかしその刑罰威嚇の射程は、刑法三四条によつて制限されている。

法定主義的な裁判官は、もはや確固とした法学的な姿ではない。数多くのデイヴァージョンの可能性は、裁判所構成法を変更した。検察官は、誰が裁判官になるべきなのかをしばしば決定でき（裁判所構成法二四一条三項）、時おり検察官は裁判官でさえある（刑事訴訟法一五三条一項二号、一五三a条一項）。法律（裁判所構成法七四a条）や司法行政規則の助力の下でますます新しくなっている特別裁判所の形成は、まだほとんど注意を引いていない。起訴強制手続は、興味を引かないものになっている（刑事訴訟法旧一七二条二項）。警察は、刑事訴訟において徹底的に独立した地位を維持している。つまり警察は、効果的な犯罪闘争における重要な力であり、便宜主義的に予防的な行動にも出る^③。第一審の公判はもはや刑事手続の理念形象ではなく、刑事訴訟法一五三a条に基づく処罰命令や手

統打切りによる処理、つまり他の数多くの手続部分に影響を与える処理ではない。法律上の規則の代わりに「刑事訴訟における取引」が信用されている。法律上の規則は、それがまた取引の成果であると考えられる場合にのみ依然として妥当するだけである。私的なものが、取引者に合流する。大いなる刑事政策的期待を背負わざるをえない告訴を通じて、そして特定の被害者の権利を通じて、私的なものが刑法の法定主義的性格に深くかつ柔軟に作用する。

- (5) 連邦共和国の法を擬観するのことにBlau, Jura 1987, S.37f.
 (6) それは「連邦憲法裁判所の判決の結論である。Krahl, Die Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts und des Bundesgerichtshofs zum Bestimmtheitsgrundsatz im Strafrecht(Art. 103 Abs. 2 GG), 1986. 議論の歴史的展開は「Marquardt, aAO(注9), 214以下に綿密に跡づけられている。
 (7) Vgl. Krahl, aAO(注9), 350ff.
 (8) 現在の注釋書は「その全へ一致する」の「Dreher/Frendle, StGB, 43. Aufl., Rn. 10a zu §1; Lackner, StGB, 17. Aufl., Anm. 1d zu §1; Schönke-Schröder, StGB, 22. Aufl., Rn. 47 zu §1; Rudolph, in: StGB, 5. Aufl., Rn. 32 zu §1.
 (9) 警察による刑事訴訟的な合法性原理の発動の可能性が、真剣に論じられる(「Schmidt-Jortzig, NJW 1989, S.129ff.」は、数多くの証明を有してこの)。

- (10) 得られた立場は「次の文献に見ることが出来る」Schmidt-Hieber, Verständigung im Strafverfahren, 1986; Absprache im Strafprozess - ein Handel mit der Gerechtigkeit?, Symposium am 20./21. 11. 1986 in Thiberg, herausgegeben vom Ministerium Justiz Baden-Württemberg, 1987; Rückert, Verteidigerfaktik bei Verständigungen und Vereinbarungen im Strafverfahren, NSZ 1987, S.297ff.; BVerfG, in: wistra 1987, S.134; Haas, Vereinbarungen im Strafverfahren?, Ein Beitrag zur Lehre von den Prozeßhandlungen, NJW 1988, S.1345ff.

四 批判的検討

かかる状態の諸関係の論究は、二つのレベルで行われる。まずは量的水準で(合法性原理の多か少か)、次に重要性の水準で(状態の正か邪か)行われる。

- (a) 量的水準では、一八七一年／七七年以来の刑法、刑事訴訟法および裁判所構成法の条文と比較すれば、当時は刑法と刑事訴訟法において合法性原理がより発見されたことは明らかである。誰もそれに異議を唱えない。積極的な響きを持つ表現であれ、消極的な響きを持つ表現であれ、この量的関係をいかに名付けるかが不明確だけである。合法性原理は妥当して

いるが、しかしそれは尊敬に値する議論によって制約されている¹¹⁾、と一般に述べられている。この原理の妥当に関しては、刑事訴訟法一五二条二項の条文が引き合いに出され、合法性原理は制約されているに過ぎないという命題に関しては、刑事訴訟法一五二条の後に続く一五三条以下の態度が引き合いに出される。それはおびただしく浅薄である。

合法性原理と便宜主義原理との量的関係にとつて、編纂に限界づけられた法律の条文の位置が重要なのではなく、多くの刑事法上の行為が全体として（捜査手続の開始以外の刑事訴訟行為の場合についても、また実体法と関連する場合についても）どのくらい合法性原理に支配されているのか、あるいは便宜主義原理に支配されているのが重要なのである¹²⁾。刑事訴訟法一五三条以下の便宜主義的取り扱いのために、代償を支払っている。つまり刑事司法は、その大部分において、裁量に基づいて刑事手続を適用する猶予機関になってしまったのである¹³⁾。実体刑法および手続刑法において便宜主義思想の普及が全体としてなされれば、便宜主義、警察での刑事告訴の処理から、第一審公判における要証命題の限定、明らかに根拠のないものとしての上告の分類（刑事訴訟法三四九条二項）を越えて、恩赦の決定に至るまで、ある空気が漂っていることは明らかである。合

法性原理は、便宜主義原理による例外を具備しているだけではない。便宜主義原理は、合法性原理を圧倒的に排除し、自立的で、便宜性の比較衡量によって導き出された刑事手続が生成しているのである。量的水準においては、便宜主義原理による合法性原理の制限がどれほど存在するかはもはや問題ではない。刑法理論から見ても一層興味深いのは、一定の刑罰的素材が便宜主義の侵入から防衛されたのかどうか、どの程度防衛されたのかという逆の問題である。密かに二つの刑法領域が生成したことが考えられる。それは、多くの便宜主義的な刑罰的処分と全く僅かな合法的な刑罰的処分である。

(b) このような展開の重要性のレベルにおいて、合法性原理の退化について云々することが理解される。刑法における合法性原理は、非常に高い尊敬を受けているので、それへのあらゆる侵害が退化と見られざるをえない。そしてこの侵害は大きい。

合法性原理の今日的な状態の評価札 — 原則としての合法性原理と異質な例外としての便宜主義原理 — は、合法性原理の高い威信を背景にのみ理解されうる。この評価札は、合法性原理に対して敬意を表しながら、同時に全く便宜主義的

に行動することを許容する。その札は、リアリストイックに付けられればよいのであり、それは原則——例外の札付けから「退化」の札付けにまで至るが、常に前提になっているのは、合法性原理が不可侵なものとして妥当することである。ただし、常に顧慮されるべき合法性原理が一八七一年、一八七七年から今日までの間に退化したとして現在の状況を評価することは、あまりにも単純過ぎるのであるが。

(aa) 多大な法学的力に対して甚だしい驚きが表示されるに違いない。この数十年間に、合法性に基づいて完全に打ち建てられた刑法、刑事訴訟法および裁判所構成法における刑法制度を、極めて多様な政治的環境において粘り強く改造することができるあの法学的力に対してである。それは、合法性の高い法の価値の固有の確信に反するものである。「刑法における合法性」という形成され抜かれた構成物は、およそ放棄されるものではなく、合法性への信仰によって創造された全ての制度は残されている。しかし、それらは新たに磨きをかけられ、新たな関係の中で用いられ、そして処罰に際して非常に実践的な効果を伴いながら変更される。

このことは、刑法における法律概念のところで最も明瞭に見

ることができる。合法的な刑法では、法律は限界を画定する。行為者、被害者と全体的な刑事訴追機関にとってまさにそうである。合法的——便宜主義的刑法では、確かに法律は限界を画定するが、同時にその限界を再び解消する¹⁴⁾。便宜性の釣り合いのとれた法律適合的な取り扱いが合法性を強化する、という注目に値する観念が広がりうる。窃盗は禁止されている。その行為者は不法を行つている。被害者は実際に被害者である。国家は確固とした枠内で訴追しなければならぬ。しかし同時に数多くの窃盗が、法律によって処罰を免れている。被害者は被害者ではない。国家は訴追しなければならないが、訴追する必要はなく、訴追してもよいが訴追しなくてもよいのである。

明確な合法性原理から合法性と便宜性との不可解な絡み合いに至るこのような展開は、退化として簡単に済まされず、しかも原則——例外関係として単純に記すことはできない。おそらく新しい刑法が出現しているか、あるいは少なくとも例えば一八世紀の合法性原理以前の刑法が再発見されているかのどちらかであろう。

(bb) かかる展開は、職業的喜びに由来する技術的・法学的活動の所産などではない。むしろこの展開は、一八七一年／一

八七七年頃の時代における合法的な刑法の構成と関係があるに違いない。おそらく当時は、法律家の頭の中には二つの合法性概念があったのであろう。正しい法（刑法）を型どり、数多くの人間の期待を叶える純粹に非政治的な合法性原理（内容的に明確な法的文化としての合法性原理）が一つめである。一八七一年、一八七七年には、法学的言語とその構成に基づいて純粹な合法性原理が創造されるが、期待されるのはこの合法性原理の政治的效果のみで、合法性原理は戦略的に取り扱われる。最大の効果を約束することを理由にした合法的な刑法が二つめである。この確信は、ビンディング、フォン・リスト、ピスマルクおよび帝国議會のところで見出される。刑法の合法性原理は、合法性の埒外にある目的のために、専ら一般予防目的のために発動される。かかる合法性原理の法学的帰結は、依然として合法性原理の今日的状況の中に見られる。それは、合法的な刑法の著しい膨張に行き着く。国家と社会におけるあらゆる集団は、合法性原理の効果に関わろうとする。それは、刑事司法の官僚主義的な完成に行き着く。戦略的で合目的な合法性原理が有しているのは、単純な官僚主義の完成への傾向である。今日見ることができるとは、結局のところ退化ではなく、刑法における合法性原理の定款を拡張するもの

でしかない。この退化は、近代において合法性原理を法学的に構築して以来、合法性原理を誤って使用してきたことに対するそれ相当の制裁なのである。

従って、連邦共和国における合法性原理の現在の状況は、新しい数多くのテーマに帰着する。原則——例外の美辞麗句をこれ以上用いることは許されないであろう。その美辞麗句は、統計的に誤っており、合法性原理と余りにも簡単に付き合ひ過ぎている。立場はこうである。合法性原理は法学的に善であり、便宜主義原理は法学的に邪であるというのは、合法性原理の発展を真に示すものではない。一九世紀以来の合法性原理は、様式的統一性の特にとれた便宜主義原理でしかなく、合法性原理と便宜主義原理との間に対立など存在しない。そこから、今後数十年間は便宜主義原理がますます合法性原理に移植されるその積極さが明らかになる。政治から解放された処罰文化の領域としての刑法の明確な領域が、合法的——便宜主義的な刑法の混合体系から遠ざけられてきたのか、それとも将来的に遠ざけられうるのか。主要テーマは、これである。

(11) 教科書で典型的なのは(それぞれ刑事訴訟法一五二条以下に関し)
 卜) Peters, Strafrecht, 4. Aufl., 1985, S. 171f.; Roxin,

Strafverfahrensrecht, 20. Aufl., 1983, S.398. 注釈書に典型的なもの、Kleinkecht/Meyer, StPO, 38. Aufl., Rn.7 zu § 152; L-RK (Schäfer), StPO, 24. Aufl., Einleitung, Kap. 13, Rn.27/28. 原則—例外の美辞麗句は、合法性原理と便宜性原理との関係にちなみながら、そのなごりを明らかにしている(L-R-Peter Rief), StPO, 24. Aufl., Rn.9 zu §153. を参照されたい(特に一五三条および一五三条にまつての欄外番号—以下を見られた)。字問上の文献は、Geppert, in: Jura 1982, S.139ff. (合法性原理)およびJura 1986, S.309ff. (便宜性原理)によって総括され、その総括は、刑法は合法性原理を必要としているが、しかし便宜主義原理を放棄することができないと結論づけている(Jura 1982, S.151)。

(2) F.C. Schroeder, in: Festschrift für Karl Peters, 1974, S.411ff.; 以下に転載する。

(3) L-R (Peter Rief), StPO, 24. Aufl., Rn.3 zu §153; 以下に「証拠を用いて概観されてこそ」。

(14) 類似しているが、積極的方向転換するものとして、Zipf, in: Festschrift für Karl Peters, 1974, S.487ff.

(15) Kerl, in: ZRP 1986, S.312ff.; ハウマンのケールに対する反論については、in: ZRP 1987, S.175f.

*

*

*

【あとがき】

本稿は、ヴォルフガング・ナウケ(フランクフルト大学)の

「合法性原理の状態」(Der Zustand des Legalitätsprinzips, in: Klaus Lüderssen/Cornelius Neutler-Tremel/Ewa Weigend(Hrsg.), Modernes Strafrecht und ultima-ratio-Prinzip, 1990, S.149ff.)の紹介である。本稿の紹介にあたり、ナウケ教授から一九九八年九月一四日の書簡においてその許可をいただくことができた。ここに厚く感謝する次第である。またナウケ教授は、一九九八年九月を最後に約二八年間勤務してこられたフランクフルト大学法学部を退職された。教授が今後とも健康で、刑法学の研究を旺盛に展開されることを切に願うものである。

本稿の表題に見られるように、近代ドイツ刑法史における刑法の根本原則の問題、まさに合法性原理の問題については、刑法学研究が法解釈論を中心に行われてきたことや、また刑法史研究の分析視角の狭さなどから中心的主題にはされてこなかったように思われる。ドイツの刑法教科書においても、日本のそれと同様に、罪刑法定主義とその派生原則の説明がその冒頭において叙述されることによつて、すでに妥当している「刑法典」が合法性原理に基づく「刑法」であるかのよう説明され、その結果として、刑法典が制定された時代の限界やそれに起因

する様々な不備が容易に原則の例外とされる傾向が否めないように思われる。現実の刑法典が純粹な合法性原理に基づく刑法思想によって編纂されていない限り、刑法典の現実と合法性原理の理念は緊張関係に立たざるをえない。ナウケの刑法史研究の方法は、このような合法性原理に基づく刑法という当為を規準に、現実の刑法典や刑法実務がそこからどれだけ逸脱しているのかを批判的に検証しようというものである。だが「当為」とはいえ、それは先験的な觀念ではなく、一八七一年・一八七七年の刑法・刑事訴訟法に反映された現実であり、その意味で刑法学批判の指針としての合法性原理や法定主義は全くの觀念的産物ではない。本稿は、ナウケが探究してきたドイツにおける近代刑法発展史研究の總括を簡潔に整理したものであり、刑法史研究に貴重な視座を与えるものといえる。

なお、各章の表題は原文にはなく、紹介者がその内容に基づいて便宜的に付したものであることをお断りしておく。

執筆者紹介

大阪経済法科大学法学部

木村 惇	教授	(商法)
橋本 久	教授	(日本法制史)
山代 義雄	教授	(行政法)
中村 浩爾	教授	(法哲学)
波多野 雅子	助教授	(民事訴訟法)
七野 敏光	講師	(東洋法制史)
守屋 浩光	講師	(日本法制史)
田中 嗣久	講師	(民法)
永井 博史	講師	(民事訴訟法)
岩村 等	教授	(日本法制史)
本田 稔	助教授	(刑法)

(執筆順)